

令和2年産米の需給調整に関する取組方針

令和元年12月17日
南砺市農業再生協議会

令和元年産米は、生産調整が見直されて2年目の生産であったが、米どころと呼ばれる東日本の地域は、国の需要予測が減少しているにもかかわらず、前年または増加の生産目標を示した。反対に西日本の地域では、需要予測に応じて減少させたことから、国全体では大きな過剰生産とはならない状況となった。本年産の収穫量については、台風や長雨の影響で西日本や関東地区で作況指数が100を下回る状況となったが、北海道、東北、北陸が100を上回り豊作傾向となったことから、全体の作況指数は99の平常並みとなった。予想される主食用米の生産量は726万トンとなり、適正在庫数量から示された生産量の上限であったことから、民間在庫量は増えない状況となった。

富山県内では、「需要に応じた米生産」を県全域で取り組むこととし、富山県産米の需要が堅調なことから平成30年産と同数量を配分した。各地域水田協は、目標に基づき生産数量を配分し、目標に沿った最大限の作付けを推進したにも関わらず、県全体では399haの深掘面積が発生した。

令和2年産の生産について、国では米価が安定する6月末の適正民間在庫量を180万～189万トンとし、需要量については、人口減少と1人当たりの米の消費量が減少すると予想されることから前年より10万トン少ない717万トンと推計した結果、令和2年産の目標となる生産量を708万トン～717万トンと示した。令和元年産と比較すると718万トン～726万トンと約10万トンの減少が見込まれている。

富山県農業再生協議会では、①県段階の主食用米の生産目標の提示、②水田フル活用に向けた作物別生産方針の提示により、「需要に応じた米生産」に県全域で引き続き取り組むことを方針とした。生産数量の目標については、富山県産の米の需要が堅調であり、生産者の意欲にも配慮した結果、昨年と同数量の181,695トンとした。また、各市町村への生産数量の目標の配分についても、試験研究機関等数量135トンを控除した181,560トンに対して設定され、南砺市の生産数量の目標は、昨年と同数量の22,089.902トンとされた。(生産調整方針作成者間調整前22,086.412トン)

南砺市農業再生協議会では、南砺市の農家の米の生産意欲やこれまでの取組み、各農協の米の状況から県の方針を尊重し、県から示された22,089.902トンを各生産調整方針作成者に配分する。地域の基準単収は、南砺市の7年中中庸5カ年の平均値(531kg/10a)に県の補正係数を乗じた525kg/10aと設定し、面積換算値として、4,219haを目標面積とする。生産調整方針作成者及び水田農業推進協議会は、配分された目標数量が作付されるよう取組み、過剰な作付が行われないよう加工用米や備蓄米、戦略作物の作付けを推進する。

1 主食用米の生産

- (1) 米価安定等による農業経営の安定を図るため、富山県農業再生協議会が提示する生産数量の目標に基づき、消費者の多様なニーズや需要動向に即した最大限の主食用米の作付けを推進する。主食用米の面積が達成できない場合は次年度からの配分に影響が出ることも考えられ、管内で調整するなど目標数量に沿った作付けを実施する。
- (2) 米の高品質、高食味の追求による需要を確保し、コスト低減や労働時間の削減を図り、農業者の所得の向上を図る。そのため、スマート農業の導入、農地集積及び農地整備を推進し、効率のよい米生産を目指す。
- (3) 優良な酒米と糯米の産地として、実需者のニーズに応えながら、生産面積の拡大・確保に努める。また、主食用品種のコシヒカリは、中生品種であり、酒米や糯は早生、晩生品種が多いことから、作業時期が集中しないようにバランスの良い生産体系を構築する。
- (4) 水稻の新品種「富富富」については、県の栽培基準に基づいた南砺市に合った生産体系を確立し、富山県産のブランド米として確立できるよう取り組む。

2 非主食用米の取り組み

- (1) 南砺市の農業経営は、水稻を主とした農業経営となっているが、粘土質の農地も多く、大豆、園芸作物等の生産には適さないところが多いことや、農業後継者不足により園芸作物等に取り組み難い地域も多いことから、地域の実情に応じて主食用米と一体的な生産が可能な加工用米、備蓄用米及び新規需要米の生産に取り組む。
- (2) 国内の米の需要がますます減少しており、米の生産面積を維持するためには、海外への輸出に取り組む必要がある。コメの新市場開拓(輸出用米)に対する交付金を活用し、輸出用米の生産拡大を図る。

3 戦略作物及び園芸作物

- (1) 大豆、大麦等の戦略作物については、転作作物の基幹作物として取り組み、特に大豆については、令和2年産から「エンレイ」から「えんれいのそら」に品種が変更され、収量の改善が期待されることから、作付面積の維持拡大に努める。
- (2) 水田のフル活用となる二毛作を推進し、特に大麦等の6月～7月頃に収穫を終えた圃場について、雑草が生い茂る圃場が散見され、害虫等の発生源となる場合や景観を損なうことや農業所得の増大を図るためにも、跡作として大豆や加工用米などの生産を推進する。
- (3) 野菜・果樹等の園芸作物については、「里芋」、「チューリップ球根」及び「三社柿」など従来からある作物に加え、高収益作物である1億円産地づくり対象品目の「たまねぎ」、「にんにく」、「アスパラガス」及び「ブロッコリー」の生産を引き続き推進する。また、ハウス小松菜、青ネギ(葉ネギ)及びにんじんなど新たな園芸作物を推進し、集出荷体制を整えることで農業者の所得の確保を図る。

4 農業経営体の経営強化と地域営農体制

- (1) 令和元年産に引き続き、令和2年産も米の需要予測が減少するなか、富山県の生産数量目標は据え置かれたが、この先も米の需要が減少することが予想されることから、需要の確保に取り組み、米価の下落を防ぐ必要がある。また、加工用米、新規需要米などの取り組み強化と高収益作物となる園芸作物・果樹などの栽培への転換による農業所得の増大を図る必要がある。地域水田ビジョンや地域農業成長産業化計画などに盛り込み、産地交付金を活用しながら特産化を推進する。
- (2) 個人経営、集落営農の法人化を推進し、営農組織の合併などによる再編も検討し、経営規模拡大による、効率の良い農業経営を目指す。また、複合経営や6次産業化などの多角経営による通年雇用を実現し、労働力不足の解消を図る。
- (3) 後継者の確保、農地整備及び作物等の地域の課題について、集落・地域による話し合いを推進し、課題の解決を図る。
- (4) 農業への新規参入者獲得のため、農業の魅力を積極的に発信し、関係機関と連携を深め、就農から経営安定までを総合的に支援する。また、担い手における労働力が不足しており、経営規模拡大の意欲も高いことから担い手への就職を支援する。農業就労者や新規就農者を増加させるためには、農業が魅力ある職業として選ばれるよう、農業所得の増大と労働時間の短縮、労働環境の整備などの課題解決に取り組む。
- (5) 不作付地及び遊休農用地については、水田のフル活用による解消に努め、特に遊休農地については、鳥獣害の発生にも及ぶことから早期解消に努める。